

徳島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大 利 辻			三好市池田町松尾松本二 〇二番一地先	新 旧	八・八〇一〇・〇 四・〇〇九・四	三三二・〇 三三二・〇
同						